

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年5月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800658 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900015 号

第 1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成5年3月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、8万円から38万円とする。

平成5年3月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成7年7月1日から平成9年9月1日までの期間及び請求期間②の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を上記2の訂正後の38万円から41万円に訂正することが必要である。

平成8年10月の上記訂正後の標準報酬月額（上記2の訂正後の標準報酬月額38万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成5年3月1日から平成9年9月1日まで
② 平成9年10月1日から平成11年1月1日まで

請求期間当時、勤務していたA社の経営が厳しかったことから、事業主が従業員全員の標準報酬月額を不正に低く申請していることがわかった。請求期間の標準報酬月額を給与額に見合う年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社における請求者に係るオンライン記録から、請求期間①について、当初は、平成5年3月における標準報酬月額及び同年10月1日の定時決定における標準報酬月額は、いずれも38万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで、同年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同年3月1日の標準報酬月額を8万円とする随時改定及び同年10月1日の標準報酬月額を8万円とする定時決定の処理がされていることが確認できる。

また、オンライン記録によるとA社において、平成5年11月4日付けで厚生年金保険被保険者34人に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社における請求期間当時の元事業主は、当時標準報酬月額を遡及して引き下げた経緯について、会社の経営が不振のため社会保険を脱退したい旨を実質会社を任せていた専務に相談したところ、「社会保険事務所（当時）の職員から、最低の標準報酬月額でよいから、従業員の社会保険は継続し、景気が良くなればもとに戻せばいいと勧められた。社会保険を脱退すると新規採用に困るし、社員に辞められるのも困る。」と専務から言われ黙認した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考え難く、請求者について平成5年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由はなく、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成5年3月から平成6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た記録から38万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 請求期間①のうち平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間については、請求者から提出されたA社に係る給料明細書（以下「給料明細書」という。）及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「市県民税通知書」という。）により、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書及び市県民税通

知書により確認できる報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

請求期間①のうち平成8年10月1日から平成9年9月1日までの期間及び請求期間②については、給料明細書及び請求者から提出された給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）により、別表の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる月の標準報酬月額については、給料明細書及び市県民税通知書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成7年7月1日から平成9年9月1日までの期間及び請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給料明細書の支給金額合計、市県民税通知書及び源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額、又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち平成8年10月1日から同年11月1日までの期間については、上記給料明細書により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成8年10月の標準報酬月額については、上記給料明細書、市県民税通知書及び源泉徴収票により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月（平成8年10月）の第7欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、上記における別表の第7欄の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち平成6年10月1日から平成7年7月1日までの期間については、市県民税

通知書により、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求者から提出された給料明細書から、各月の支給金額合計額によりそれぞれ標準報酬月額を設定した上で、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことがうかがえるところ、請求者及び元事業主は、いずれも請求期間における各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる資料の保管がなく、各月の厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額が確認できないことから訂正を認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	給料明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成7年7月	9万2千円		41万円	38万円	38万円	
平成7年8月から同年10月まで	9万2千円		41万円	41万円	41万円	
平成7年11月	9万2千円		44万円	41万円	41万円	
平成7年12月から平成8年1月まで	9万2千円		41万円	41万円	41万円	
平成8年2月	9万2千円		44万円	44万円	44万円	
平成8年3月	9万2千円		41万円	41万円	41万円	
平成8年4月	9万2千円		44万円	44万円	44万円	
平成8年5月から同年7月まで	9万2千円		41万円	41万円	41万円	
平成8年8月	9万2千円		44万円	44万円	44万円	
平成8年9月	9万2千円		41万円	41万円	41万円	
平成8年10月	9万2千円	41万円		38万円	38万円	41万円
平成8年11月から平成9年1月まで	9万2千円	41万円		41万円	41万円	
平成9年2月から同年4月まで	9万2千円	41万円		44万円	41万円	
平成9年5月	9万2千円	41万円		41万円	41万円	
平成9年6月から同年8月まで	9万2千円	41万円		44万円	41万円	
平成9年10月から同年11月まで	41万円	44万円		47万円	44万円	
平成9年12月から平成10年1月まで	41万円	44万円		44万円	44万円	
平成10年2月から同年4月まで	41万円	44万円		47万円	44万円	
平成10年5月から同年7月まで	41万円	44万円		44万円	44万円	
平成10年8月	41万円	44万円		47万円	44万円	
平成10年9月から同年11月まで	41万円	44万円		44万円	44万円	
平成10年12月	41万円	44万円		47万円	44万円	